

公募型プロポーザル実施要領  
～西尾市スイーツを活用したマラソン企画運営業務～

令和8年6月  
西尾市交流共創部観光文化振興課

西尾市スイーツを活用したマラソン企画運営業務を実施するにあたり、事業を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、最優秀提案者の選定を行う。

## 1 業務概要等

### 1 委託業務名

西尾市スイーツを活用したマラソン企画運営業務

### 2 目的

当市の観光資源を活用し、関係人口の拡大と地場産業の活性化を目的としたスイーツを活用したマラソンイベントを開催する。また、西尾市が誇る海岸周辺の美しい景観を間近で体感してもらうことで、海水浴場やトンボロ干潟等の観光スポット及び、その周辺の飲食店・宿泊施設への誘客を促進し、地域経済の活性化を図る。

### 3 業務概要

別紙仕様書のとおり。

### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

### 5 業務場所

西尾市内（海岸周辺）

### 6 委託費の限度額

7,425,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 7 委託費の支払条件

精算払い

### 8 その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 2 応募要領等

### 1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者である。
- (2) 公告日において、令和8・9年度西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03. 役務の提供等」中分類「03.映画等製作・広告・催事」小分類「03.催事」に登載されている者である。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者である。
- (4) 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者である。
- (5) 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していない者である。
- (6) 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でないこと。
- (7) 会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でないこと。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者である。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

### 2 スケジュール

1	公募型プロポーザル実施要領の公開（西尾市のホームページに掲載）	6月12日（金）
2	事業実施に係る質問書受付期日	6月18日（木）
3	質問回答期日	6月22日（月）
4	参加資格申請書の提出期日	6月26日（金）
5	企画提案書の提出期日	7月8日（水）
6	プレゼンテーションの開催	7月13日（月）
7	審査結果通知（予定）	7月14日（火）
8	契約締結日（予定）	7月21日（火）

### 3 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合、質問受付期間内に質問書を提出すること。

### 4 参加手続き等

#### (1) 公募型プロポーザル実施要領の公開

公募型プロポーザル実施要領は、令和8年6月12日（金）に西尾市のホームページにて公開する。

(2)参加申込書の提出

ア 提出書類（各1部提出）

- ①参加資格申請書(様式第1号)
- ②事業者概要書(任意様式又は会社等概要パンフレット)
- ③許認可証等の写し（必要な場合のみ）

イ 提出期限

令和8年6月26日（金）午後4時まで

ウ 提出場所

西尾市役所 交流共創部 観光文化振興課  
愛知県西尾市寄住町下田22番地  
西尾市役所4階 ([kanko@city.nishio.lg.jp](mailto:kanko@city.nishio.lg.jp))

エ 提出方法

持参、郵送又はメールのいずれか（必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

(3)参加資格の確認

参加申込書の提出があった事業者については、参加資格の要件を確認し、参加資格確認通知書（様式第2号）により確認結果を令和8年7月1日（水）までに電子メールにて通知する。

(4)事業実施に係る質問受付

ア 質問受付期間

実施要領公開後、令和8年6月18日（木）午後4時まで

イ 質問方法

質問票（様式第3号）をメールで提出すること。なお、電子メールの件名は、「質問書（西尾市スイーツを活用したマラソン企画運営業務）」とする。

ウ Eメールアドレス

[kanko@city.nishio.lg.jp](mailto:kanko@city.nishio.lg.jp)

エ 回答

質問に対する回答は、令和8年6月22日（月）午後5時までに市のホームページに掲載する。また、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取扱うこととする。

オ その他

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、質問は1者につき1回までとし、質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

(5)企画提案書の提出

参加資格確認通知書により、参加資格を認められた場合は、下記のとおり企画提案

書等を提出することとする。

ア 提出書類

- ① 企画提案書(様式第4号)
- ② 実施体制(様式第5号)
- ③ 過去3年間の同種又は類似業務の受注実績(様式第6号)
- ④ 業務工程計画(様式第7号)
- ⑤ 見積書(任意様式)
- ⑥ 企画概要書(任意様式) ※会場レイアウト図、スタッフ配置図も記載すること  
10部(正1部 副9部)及び上記の電子データ一式

イ 提出期限

令和8年7月8日(水)午後4時まで

ウ 提出場所

参加申込書の提出場所と同じ

エ 提出方法

持参又は郵送(必着)及びメール([kanko@city.nishio.lg.jp](mailto:kanko@city.nishio.lg.jp))

※電子データ一式については、メールにて提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

オ その他

企画提案書プレゼンテーションでパソコン等の使用を希望する場合は、必ず企画提案書の提出時に申し出ること。

(6) 企画提案書プレゼンテーションの開催

ア 開催日

令和8年7月13日(月)

プレゼンテーションについては、原則参加申込書の受付順に実施するものとし、日時等の詳細については、参加申込書の提出があった事業者に連絡することとする。時間・開催場所等の詳細は令和8年7月9日(木)午後5時までにメールで通知する。なお、日程の変更は不可とする。

イ 開催場所

西尾市役所 本庁舎

ウ 出席者

1社3名以内

エ 説明時間

概要説明20分以内、質疑10分程度

オ その他

企画提案書プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。

## 5 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、応募者の都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

## 6 委託契約等

- (1) 市は、審査で決定した最優秀提案者と所定の手続きを経たうえで、当該業務の委託契約を締結する。
- (2) 市は、審査で決定した最優秀提案者と交渉のうえで契約が不調に終わった場合は、次点の提案者を交渉相手とする場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を交わすこととする。
- (4) 委託内容は、締結される業務委託契約書によるものとする。
- (5) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定するものとする。ただし、この場合、原則として、企画提案書に記載された見積額を超えることは認めないものとする。
- (6) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）第 29 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、同規則第 31 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (7) 当該業務を進めるに当たり、選定された企画提案書の内容に限定されることなく、交渉相手と協議のうえで変更することができるものとする。
- (8) 成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 成果物の著作権その他権利は、市に帰属し、市が二次使用することがあるものとする。

## 7 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する経費は、各応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査及び事務処理以外には利用しないものである。
- (4) 企画提案書等の応募書類について、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (5) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (6) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めないものとする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

8 連絡先

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

西尾市交流共創部観光文化振興課

T E L : 0563-65-2169 (直通)

メールアドレス：[kanko@city.nishio.lg.jp](mailto:kanko@city.nishio.lg.jp)

### 3 審査方法及び評価基準

#### 1 委託先の選定方法等

西尾市が選任する者をもって選定委員会を構成し、提出された企画提案書を使用したプレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

##### (1) 選定方法

提出された企画提案書類のみを使用して、プレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーションにデモ機等を使用する場合は、企画提案書の提出時に申告し、許可を得ること。なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。応募者が1社の場合であっても、プレゼンテーションを実施するものとし、審査の結果、提案内容が審査基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を受託候補者として選定する。

##### (2) 審査方法

受託候補者の選定方法は、以下のとおりとする。

- ア 各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。
- イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。
- ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- エ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。
- オ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点（60点（総得点100点の60%））に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

##### (3) 1次審査（書類審査）

応募者数が4社を超えた場合は、事務局職員による1次審査（書類審査）を実施し、上位4社を選考する。（1次審査の順位は2次審査には関係しない。）

なお、応募者が4社以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合又は本要領2応募要領等1参加資格の要件を満たさない場合には失格とする。

#### 2 審査結果

令和8年7月14日（火）にメールで通知するものとする。（予定）

なお、審査結果について異議申し立ては受け付けない。

## 企画提案書評価基準

### 1 評価項目及び配点等

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力 実施体制	<b>会社概要・実施体制</b> ・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを有し十分な能力があるか。 ・業務を円滑に実施するための実施体制となっているか。 ・業務実施に必要なスキルや実務経験を持った人員が配置されているか。	15
	<b>トラブル対応</b> ・想定するトラブルに対し、対応できる体制がとれているか。	5
企画内容	<b>企画運営全体について</b> ・事業主旨に沿っているか。 ・観光振興に繋がるものか。 ・イベントを盛り上げるためのエキシビジョンやパフォーマンスがあるか。 ・魅力的なイベント設計になっているか。 ・参加意欲をかき立てるものか。 ・マラソン参加者だけでなく、来場者にとっても西尾市の魅力が伝わり、楽しめる内容となっているか。	20
	<b>広報宣伝、募集受付について</b> ・広報宣伝の媒体、手法は効果的で、県外を含めた広域からの応募や集客に繋がるものか。 ・広報宣伝の始期・期間は適正か。 ・参加チーム募集受付期間の設定は適正か。	10
	<b>会場レイアウト等について</b> ・コース設定、テントやステージなどの数量は適正か。 ・駐車場は確保されており、誘導スタッフの配置は適正か。 ・参加者の待機場所や動線、観戦スペースの配置は適正か。 ・参加者や来場者の動線を考えた配置になっているか。	10
	<b>地域経済活性化について</b> ・今後の地域経済活性化につながる事業となっているか。	5
	<b>付加提案について</b> ・事業推進の観点から、有効と認められる独自提案があるか。	5
	小計	70
価格点	(提案価格のうち最低価格／貴社の提案価格)×配点(20点)	20
市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	5
業務実績	同種・類似業務の実績がある	5
小計	30	
合計	100	

## 2 配点基準

市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	市内に本社がある	5点	5点
		市内に支店、営業所がある	3点	
		上記外で市内在住者を雇用する	2点	
		上記以外	0点	

業務実績	過去3年間における同種・類似業務の実績がある（R5～7年）	実績が3事業以上ある	5点	5点
		実績が2事業ある	3点	
		実績が1事業ある	2点	
		実績がない	0点	

その他	5段階	配点			
	優れている	20点	15点	10点	5点
	やや優れている	16点	12点	8点	4点
	標準	12点	9点	6点	3点
	やや劣っている	8点	6点	4点	2点
	劣っている	4点	3点	2点	1点